

全国 携帯品・別送品申告書について

日本での輸入通関手続きに際し、『携帯品・別送品申告書』が必要です。
空港に到着されましたら、以下の手順でお手続きくださいますようお願い申し上げます。

日本ご到着後の手続き

* 日本に入国（帰国）する全ての方が『携帯品・別送品申告書』を提出するよう義務づけられています。

手順 1

ご入国までに『**携帯品・別送品申告書**』を**2枚**記入してください。

『携帯品・別送品申告書』は航空機内で配布されています。もし入手できなかった場合には、各地空港の税関審査場でも入手できますので、必ず入国審査を受ける前に入手し必要事項をご記入ください。

※用紙は2枚、同じ内容を記入したものをご用意ください。



※日本側の輸入通関手続き時に、お客様のパスポート上の「日本入国印スタンプ」が必須となります。現在、日本国では自動ゲートでの入国時に入国印スタンプが押されないシステムとなっておりますが、

「必ずパスポートに日本の入国印を押してもらう」事を忘れずにお願い致します。

手順 2

手荷物検査を受ける際に、記入した**2枚**を税関員に提出して下さい。

提出しますと、税関員が2枚に入国日の入ったスタンプを押印します。

手順 3

押印された**1枚**を受け取ります。（もう1枚は税関用として回収されます。）

税関の押印日をご入国日と同じ日付であることを確認の上受け取ってください。

※税関印の無い申告書は無効となります。

手順 4

その**1枚**をお預りカウンターに提出してください。

カウンターで『携帯品・別送品申告書』とお客様のパスポートをご提出ください。

パスポートは別送品通関に必要なページをコピーした後、返却されます。

※税関員に「別送品申告書はお客様に保管をお願いします」と言われることがございますが、別送品申告書は必ず到着空港のお預りカウンターへご提出ください。

※自動ゲートでご入国されたお客様は、お預りカウンター担当者に自動ゲートを通過された旨お伝えください。

※お預りカウンターについては、次のページをご確認ください。

* 別送品申告書の再発行、訂正および入国後の申告はできませんのでご注意ください。

* 有効期間は6カ月間ですので、それを過ぎてから到着した荷物は一般の輸入荷物として課税されます。

* 万が一、別送品の申告（別送品申告書への税関印押印）をお忘れになりますと、税関長宛に願書等書類をお客様に作成頂き、弊社にご郵送いただく必要がございます。弊社までご連絡くださいませ。

1/8

全国 携帯品・別送品申告書について

日本に輸入できない品物、規制のある品物

【貴重品】例. 現金・有価証券・パスポート・宝石・高級時計・重要書類など



【危険物】ガスボンベ・エアゾールスプレー類・花火・ライター・劇薬類など



【違法薬物】麻薬・向神経薬・大麻・アヘン・覚せい剤など



【銃】鉄砲・鉄砲段や拳銃部品・刀剣類・爆発する恐れのある危険物など



【ポルノ】わいせつ雑誌・わいせつ DVD・公序良俗に反する物品など



【偽商品】偽ブランド品・海賊版などの他人の権利を侵害する物品など



【動植物】ワシントン条約により輸出・輸入が制限されている動植物及びその製品



【食品について】2018 年 10 月 1 日より、お米及び植物・植物生産物などは全て植物検疫対象となりました



※お米は原則禁止です。但し、輸出国政府機関より発行された検査証明書（phytosanitary certificate）をご提出いただければ輸入通関は可能です。

※植物及び植物生産物は全て植物検疫対象です。

（豆やスパイスも対象ですが、小売り用の新品で密封されたものは検疫対象外です。＝別送品として輸入可能）

※生鮮食品、密封された食品（お客様で袋や瓶などに移し替えられた全ての食品）は、植物検疫対象となります。

【お酒について】基本的には引越貨物として認められますが、免税には数量等に制限があります



※お酒は、760ml を 1 本の上限に 3 本まで免税となり、4 本目より関税（もしくは酒税）がかかります。

【化粧品、薬、サプリメントについて】



基本的には引越貨物として認められますが、数量等に制限があります

- 市販薬・サプリメント……………標準サイズで 1 品目 24 個まで
- 処方せん薬……………用法・容量からみて 1 ヶ月分以内
- 上記以外の薬……………用法・容量からみて 2 ヶ月分以内
- 化粧品……………1 品目 24 個まで
- 使い捨てコンタクトレンズ……………2 ヶ月分
- 例. ●口紅の場合、ブランドや色に係わらず 24 本まで
- シャンプーの場合、薬用・赤ちゃん用、ブランドに係わらず 24 本まで
- 2weeks コンタクトレンズの場合、(30 日 × 2 ヶ月) ÷ 14 日 = 4 ペアまで

※基本的には、日本でも販売されている（処方された）ものに限りです。

※処方せん薬は、医師からの処方せんを税関に提出する必要があります。

※石鹸やシャンプー、歯磨き粉、染毛剤、浴用剤など、身体に使用するものは上記いずれかに該当します。

※動物用（ペット用）の医薬品等も上記の対象となります。

全国 携帯品・別送品申告書について

お預りカウンターのご案内

『携帯品・別送品申告書(押印済み)』は、

到着空港のお預りカウンター(=委託カウンター)へご提出ください。

※後日お客様から郵送いただく手間を省き、迅速に通関手続きを進めることができますので、必ず下記カウンターにお立ち寄りください。

空港名	場所	委託カウンター	営業時間
成田国際空港	第1ターミナル 北ウイング・南ウイング1階	JAL ABC カウンター	<北ウイング> 7:00 ~ 18:00 <南ウイング> 7:00 ~ 第1ターミナル 南ウイング 国際線最終便到着後1時間まで
	第2ターミナル1階	JAL ABC カウンター	7:00 ~ 第2ターミナル 国際線最終便到着後1時間まで
東京国際(羽田)空港	国際線ターミナル2階	JAL ABC カウンター	24時間
中部国際空港	第1ターミナル2階	ヤマト運輸カウンター	7:00 ~ 22:00
	第2ターミナル1階	ヤマト運輸カウンター	10:00 ~ 18:00
関西空港	第1ターミナル1階	JAL ABC カウンター	6:15 ~ 22:30
福岡空港	※指定のカウンターと契約しておりませんので、必要書類をご郵送ください。		

カウンターご利用時の注意事項

カウンターにて依頼通関会社を問われますので、以下の通りお伝え下さい。



☐ 成田国際空港 「ジェイ・ロジコム扱い」とお伝えください

☐ 東京国際(羽田)空港 「ジェイ・ロジコム扱い」とお伝えください

☐ 中部国際空港 「ジェイ・ロジコム扱い」とお伝えください

☐ 関西国際空港 「ジェイ・ロジコム扱い」とお伝えください

☐ その他の空港 その他の空港には提出カウンターがございませんので、
弊社まで着払いにて別送品申告書及び必要書類のご郵送をお願い致します。

別送品申告書の提出が出来なかった場合 / 福岡空港ご入国のお客様

万が一別送品申告書の提出が出来なかった場合でも、別送品申告書に税関印が捺印されていれば問題なく通関が可能です。
但し、通関には別送品申告書の原本が必要の為、下記書類も合わせて弊社までご郵送くださいませ。

①別送品申告書原本(税関印押印済みのもの) * **原本が必要です**。ご郵送をお願いします。

②パスポートコピー(白紙ページ以外の全ページ) * ご郵送もしくはメールでのご提供をお願いします。

③ビザコピー * ご郵送もしくはメールでのご提供をお願いします。

* ご赴任期間中にパスポートを更新された場合、旧パスポートのスタンプページもご提供頂けると確実です。

郵送先

(株)ジェイ・ロジコム 刈谷支店	〒472-0026 愛知県知立市上重原町丸山 155-1 [TEL] 0566-83-2204
(株)ジェイ・ロジコム 横浜オフィス	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川 1-7-8 ことぶきビル 4B [TEL] 045-534-6108

E-Mail : import@j-logicom.jp (刈谷・横浜共通アドレス)

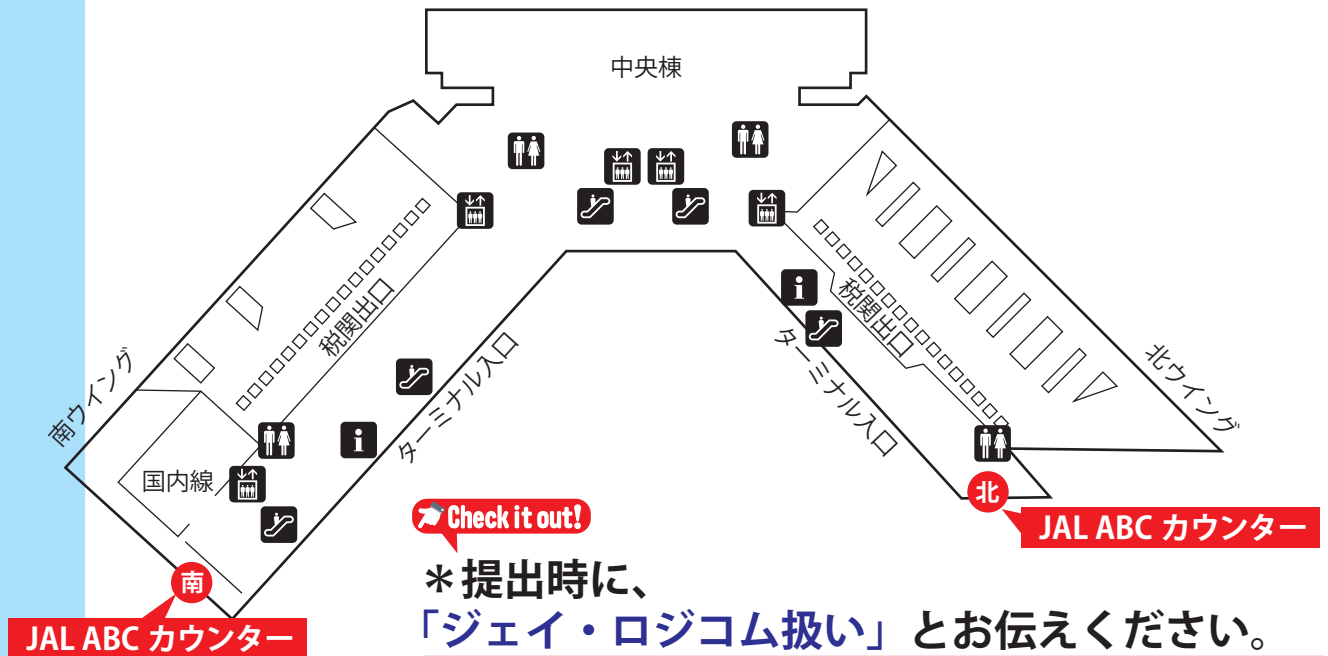
3/8

全国 携帯品・別送品申告書について

成田国際空港

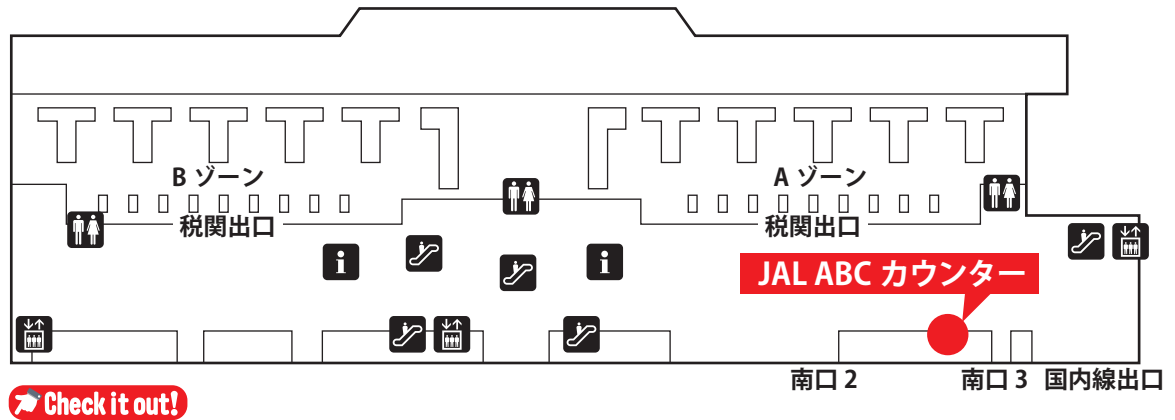
委託カウンター：JAL ABC カウンター

成田国際空港 1階 第1ターミナル 北・南ウイング



※成田国際空港 第1ターミナル到着ロビー（1階）の北・南ウイングに、それぞれ1ヶ所ずつカウンターが設けられております。
【北ウイング側】→ 税関検査出口を出て左手奥に進んだ先の北口 N3 横
【南ウイング側】→ 税関検査出口を出て右手奥に進んだ先の南口 S3 横

成田国際空港 1階 第2ターミナル



*提出時に、「ジェイ・ロジコム扱い」とお伝えください。

※成田国際空港 第2ターミナル 到着ロビー（1階）のAゾーン側の到着口を出て左斜め正面、南口3の横に設けられております。

※ご利用いただく空港によりカウンターの営業時間及び別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合がありますのでご注意ください。

4/8

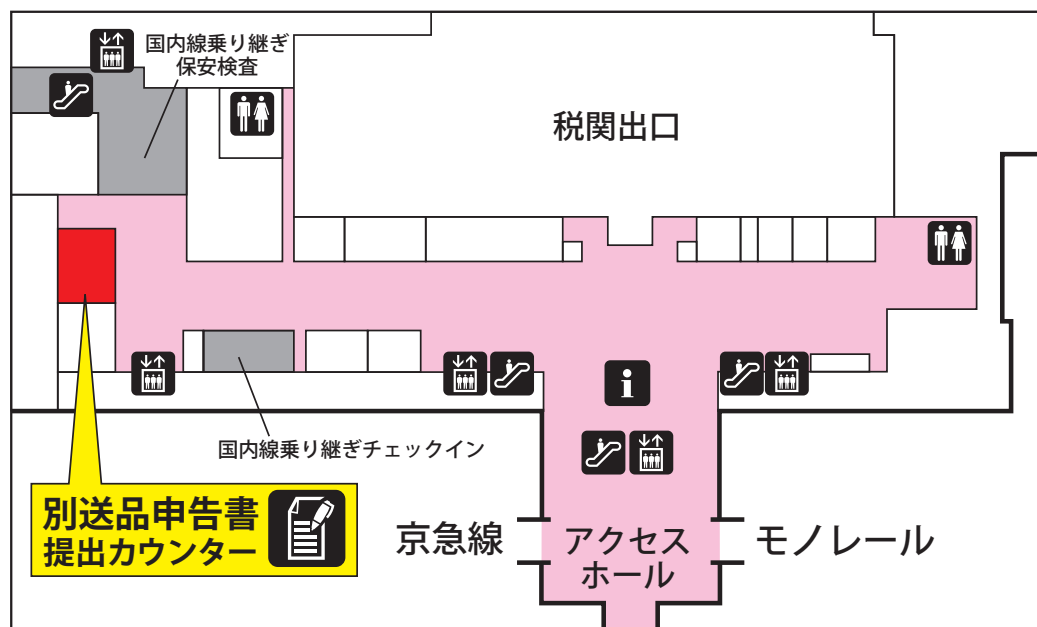
全国 携帯品・別送品申告書について

東京国際(羽田)空港

委託カウンター：JAL ABC カウンター

東京国際(羽田)空港 到着ロビー 2F

羽田空港 第3ターミナル 国際線到着ロビー(2F)の到着口を出て右奥



👉 Check it out!

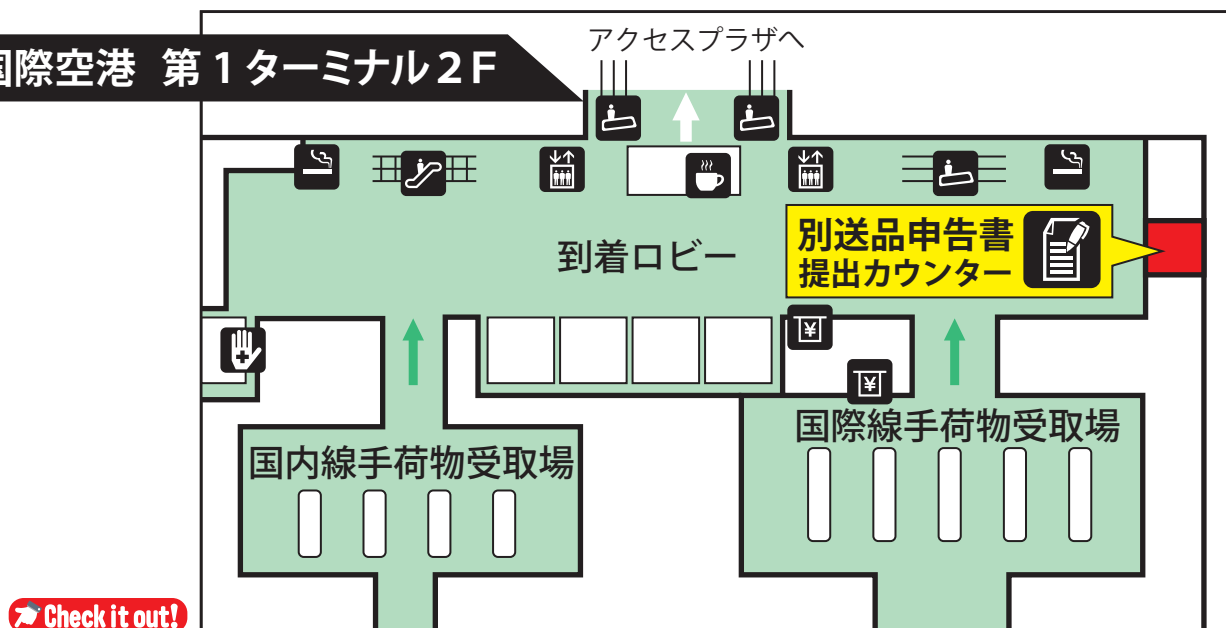
*提出時に、「ジェイ・ロジコム扱い」とお伝えください。

全国 携帯品・別送品申告書について

中部国際空港

委託カウンター：ヤマト運輸手荷物サービスカウンター

中部国際空港 第1ターミナル2F



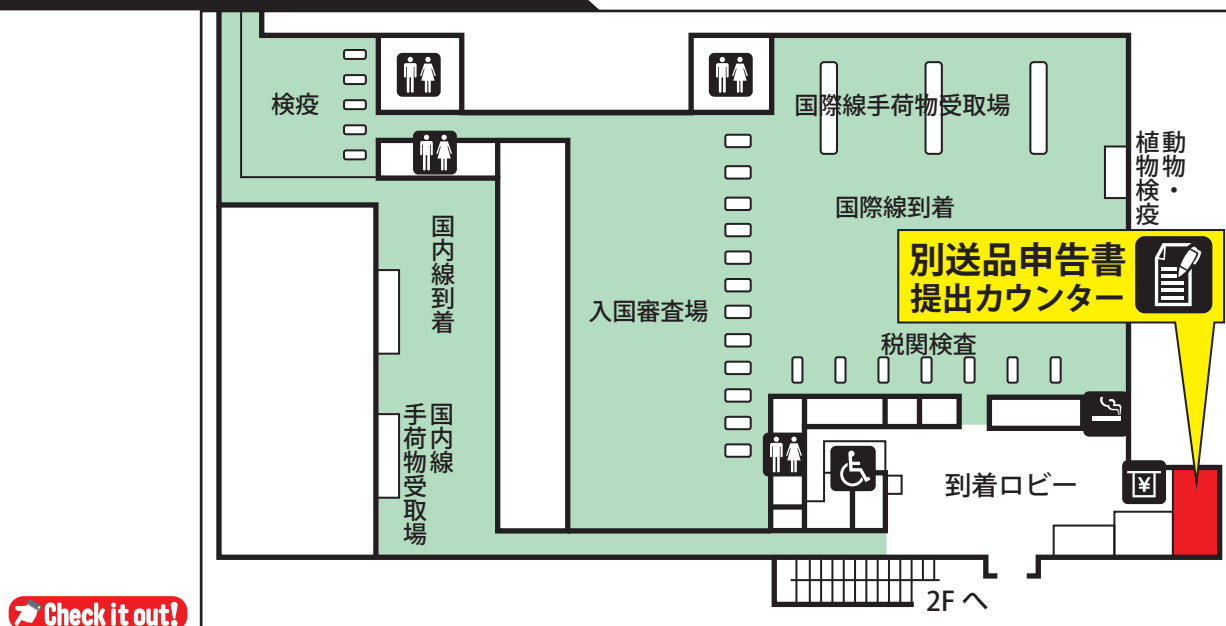
Check it out!

* 提出時に、「ジェイ・ロジコム扱い」とお伝えください。

中部国際空港

委託カウンター：ヤマト運輸手荷物サービスカウンター

中部国際空港 第2ターミナル1F



Check it out!

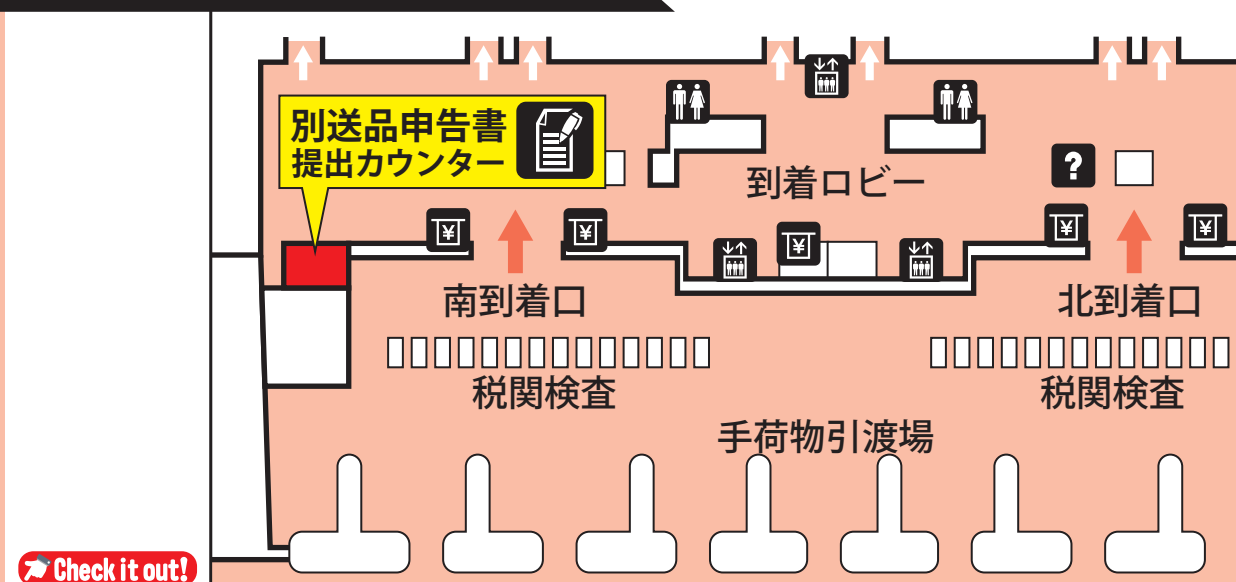
* 提出時に、「ジェイ・ロジコム扱い」とお伝えください。

※ご利用いただく空港によりカウンターの営業時間及び別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合がありますのでご注意ください。

全国 携帯品・別送品申告書について

関西国際空港 委託カウンター：JAL ABC カウンター

関西国際空港 到着ロビー 1F



＊提出時に、「**ジェイ・ロジコム扱い**」とお伝えください。

※ご利用いただく空港によりカウンターの営業時間及び
別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合がありますのでご注意ください。

その他の空港

その他の空港に提出カウンターはございませんので、
着払いにて弊社までご転送をお願い致します。

< 転送先 >

株式会社ジェイ・ロジコム 刈谷支店

〒472-0026 愛知県知立市上重原町丸山 155-1

TEL：0566-83-2204 FAX：0566-84-5813

Eメール：import@j-logicom.jp

< お送りいただく書類 >

①別送品申告書原本(税関印押印済みのもの).....＊**原本が必要です**。ご郵送をお願いします。

②パスポートコピー(白紙ページ以外の全ページ).....＊ご郵送もしくはメールでのご提供をお願いします。

③ビザコピー.....＊ご郵送もしくはメールでのご提供をお願いします。

＊ご赴任期間中にパスポートを更新された場合、旧パスポートのスタンプページもご提供頂けますと確実です。

お手数をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い致します。

7/8

全国 携帯品・別送品申告書について

携帯品・別送品申告書

※『携帯品・別送品申告書』は航空機内で配布されています。入手できなかった場合でも、空港の税関審査場で入手できます。
空港にて、別送品申告書にスタンプをもらってください。

携帯品・別送品申告書サンプル画像

(A面) 日本国税関 税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名 ○○○○ 出発地 ○○○○
入国日 ○○○○年○○月○○日
フリガナ ヤマダ タロウ
氏名 山田 太郎
現住所(日本での滞在先) ○○県○○市○○丁目○○番地
電話 (○○○) (○○○) (○○○) (○○○)
職業 ○○○○
生年月日 ○○○○年○○月○○日
パスポート番号 ○○○○
旅券番号 ○○○○
同伴家族 20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する□に「✓」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止又は制限されているもの (B面1.及び2.を参照) ☐ はい ☐ いいえ

② 免税範囲 (B面3.を参照) を超える購入品・お土産品・贈答品・金地金など ☐ はい ☐ いいえ

③ 商業貨物・商品サンプル ☐ はい ☐ いいえ

④ 他人から預かったもの ☐ はい ☐ いいえ

* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える金地金などを持っていますか? はい いいえ

* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? ☒ はい (個) ☐ いいえ

* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限り。)

税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》
海外又は到着時免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税が必要となります。申告漏れ、誤りがあると、処罰されることがあります。必ず申告をお願いします。

✓チェック項目も
記入してください。

3. 別送品の欄には、
「はい」に✓いただき、
AIR ○個、SEA ○個 とご記入ください。

*各便の個数をお忘れの際は、おおよその
船便+航空便の総合計数をご記入ください。
(必ず多めにご記入ください)

その他の必要事項もご記入ください

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)

(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限られ、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒	類	本	*税関記入欄
たばこ	紙巻	本	円
	葉巻	本	
	その他	個	
香水		オンス	
その他の品名	数量	価格	

*税関記入欄

1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

2. 日本への持込みが制限されている主なもの

① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ヒメ・ヒメ・ヒメ・象牙・ジャコウ・ヒメなど)
③ 事前に検査確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など
* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

3. 免税範囲(乗組員を除く)

・酒類3本(760mlを1本と換算する。)
・紙巻たばこ。外国製及び日本製各200本
(非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。)
* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
・香水2オンス(1オンスは約28ml)
・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
(入国者の個人的使用に供するものに限り。)
* 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。